

# 第9回適正な象牙取引の推進に関する 官民協議会（象牙取引関係）結果報告

2026年4月24日

環境省自然環境局野生生物課  
経済産業省製造産業局生活製品課

# ● 象牙の国内取引制度

※赤字表記はH29法改正の関連部分

## 象牙の形態

全形が保持された象牙（全形牙）



カットピース



半製品・端材



製品



## 種の保存法による管理制度

全形牙は原則取引禁止  
一本ごとの**個体等登録**により取引可能

- 登録要件**（合法的に取得したことが証明できなければ登録できない）
- ワシントン条約適用以前から国内に存在したもの
  - ワシントン条約の条約適用前取得証明に基づき輸入されたもの
  - 輸出入禁止以降に、例外的にワシントン条約締約国会議の承認の下で輸入されたもの（1999年、2009年）
- ※これに加えて、放射性炭素年代測定結果等、規制前の適法な取得を客観的に証明できる書類の提出を求める運用とした。

全形牙以外は取引可能  
譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業を行おうとする事業者は**特別国際種事業の登録が必要**

- 特別国際種事業者の責務等**
- 印章などの象牙製品、カットピースの譲渡し又は引渡しを行う事業者に登録を義務づけ、5年毎の登録更新制。**登録・更新時に占有する全ての全形牙の登録が義務。**
  - 1kg以上かつ20cm以上のカットピース等の**管理票作成義務**及び売買等の台帳の作成・保存義務
  - 陳列又は広告時の**事業者登録番号及び事業者名等の表示義務**
  - 事業者登録簿の公開**
  - 報告徴収命令（取引実績、在庫数量等）
  - 立入検査

- 製品の認定（任意）**
- 登録された全形牙から製造された製品であることの認定制度
  - 標章の交付、表示



## 罰則等

**全形牙の登録に関する行政処分**  
・不正の手段による登録等の場合には**全形牙の登録取消**

**全形牙の登録に関する罰則**

- ・未登録牙の譲渡し等  
（個人）5年以下の拘禁刑又は500万円以下の罰金、又は併科  
（法人）1億円以下の罰金
- ・虚偽の登録  
（個人）5年以下の拘禁刑又は**500万円**以下の罰金  
（法人）**1億円**以下の罰金

**事業者登録に関する行政処分**  
・不正の手段による登録や登録番号等表示義務に違反した等の場合には**規定遵守措置命令**や**登録取消**又は**6月以下の業務停止命令**

**事業者登録に関する罰則**

- ・未登録による事業又は虚偽の登録  
（個人）5年以下の拘禁刑又は**500万円以下**の罰金  
（法人）**1億円**以下の罰金
- ・業務停止命令違反  
（個人）6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金  
（法人）50万円以下の罰金
- ・**管理票作成義務違反**  
（個人）6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金  
（法人）50万円以下の罰金
- ・報告徴収命令違反、未認定製品への標章の表示  
（個人・法人）30万円以下の罰金

# 象牙製品等の取引に関する制度の振り返り

第9回適正な象牙取引の推進に関する官民協議会において、前回の法改正からの象牙製品等の取引にかかる制度面の振り返りを実施

## ① 象牙全形牙の登録制度の振り返り

- 全形牙の個体等登録には放射性炭素年代測定法による年代測定結果等、規制適用日以前の適法な取得を客観的に証明できる書類の提出を求める運用とした（2019年7月開始）。

## ② 法第三十三条の六に基づく「特別国際種事業者の登録」制度の振り返り

- 象牙製品等の譲渡し又は引渡しの業務を行おうとする者の環境大臣及び経済産業大臣への登録義務。

## ③ 法第三十三条の十一に基づく「特別国際種事業者の遵守事項（表示の義務）」の振り返り

- 象牙製品等を取引する事業者がその製品等を陳列又は広告をするときの登録番号、氏名又は名称、住所等の項目の表示義務。

## ④ 法第三十三条の二十三に基づく「管理票の作成及び取扱い」の振り返り

- 重量が1kg以上かつ最大寸法が20cm以上のカットピース等を新たに入手した場合の管理票の作成及び保存義務（当該カットピースを譲渡した場合には、その写しを5年間保存保存）。

# ① 象牙全形牙の登録制度の振り返り

## ■ 平成29年度の法改正等の内容

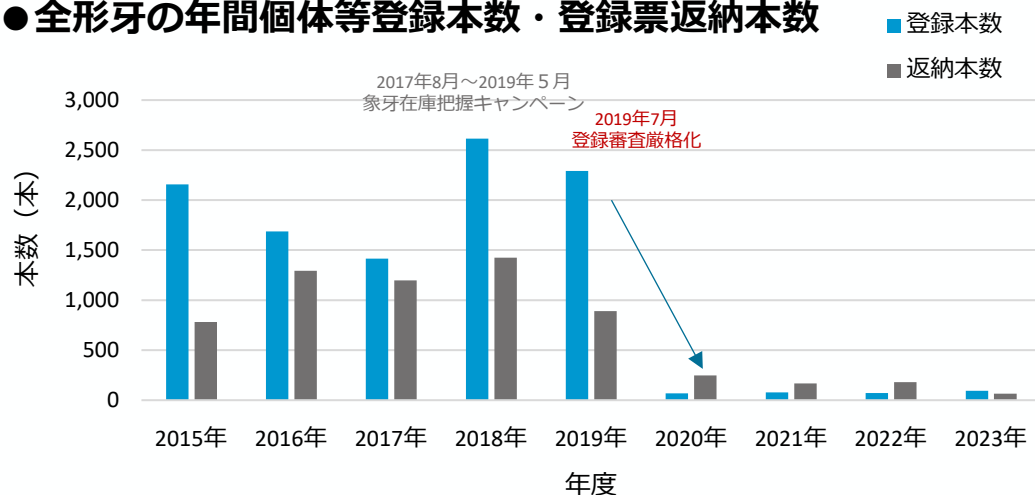
- 特別国際種事業者が登録制となり、所有する全ての全形牙の個体等登録が必要となった。
- 全形牙の個体等登録には放射性炭素年代測定法による年代測定結果等、規制適用日以前の適法な取得を客観的に証明できる書類の提出を求める運用とした（2019年7月開始）。

## ■ 種の保存法施行状況評価報告書での指摘

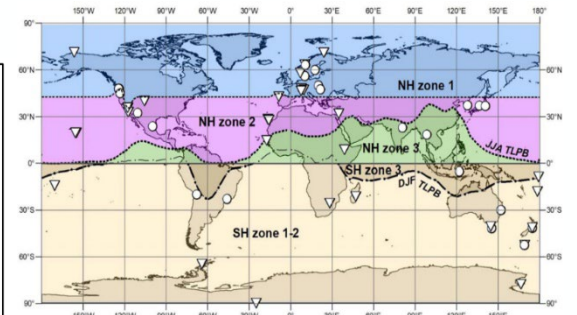
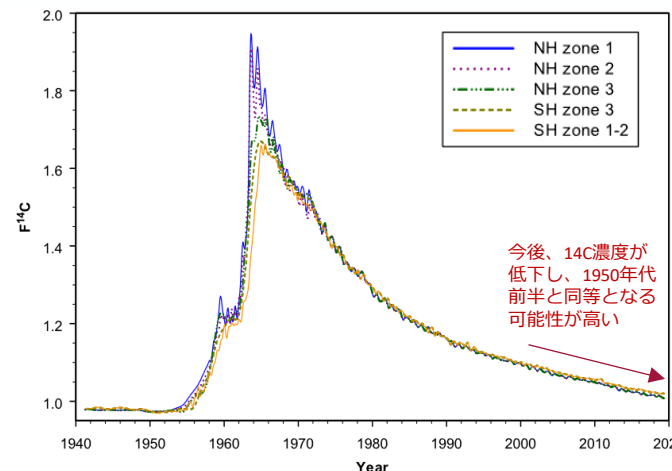
2023（令和3）年～2025（令和7）年にかけて種の保存法の施行状況評価を実施し、2025（令和7）年6月に報告書として取りまとめた。

- 全形牙の個体等登録件数は放射性炭素年代測定結果の提出を求めることとした年以降減少した。**国内における象牙の取引実態や在庫の把握にどのような影響を及ぼし、種の保存（ゾウの保全）に寄与しているか、慎重に分析すべき。**
- **放射性炭素年代測定法では今後規制前取得かどうか判別できなくなるおそれがあることは課題であり、測定分析事業者等と情報共有や意見交換を継続することが重要。**

### ● 全形牙の年間個体等登録本数・登録票返納本数



### ● 放射性炭素濃度の変化

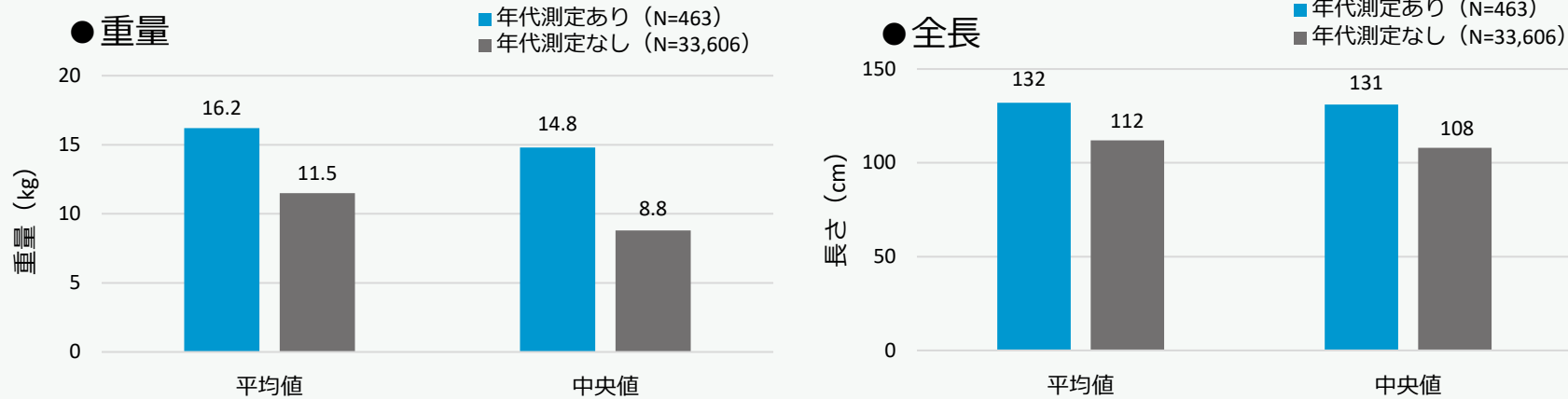


HUA, Quan, et al. (2022) Atmospheric radiocarbon for the period 1950–2019. *Radiocarbon*, 64.4: 723–745.より引用一部改変

# ① 象牙全形牙の登録制度の振り返り

## ■ 個体等登録審査厳格化の影響調査

### □ 放射性炭素年代測定の有無別の個体等登録された象牙の大きさ比較



個体等登録がされている象牙のデータから、放射性炭素年代測定をしている象牙とそうでない象牙の重量と全長を比較。

個体等登録の際に放射性炭素年代測定の結果を求める運用開始後は、登録本数は激減する一方で、登録される象牙が大型化していた。

### □ 関連事業者等へのヒアリング

#### ● 放射性炭素年代測定事業者（3者）

- ・ 測定は象牙を相続した個人が依頼してくる傾向がある。事業者（印章業者等）からの依頼はほぼない。
- ・ 測定の目的で多いのは売却又は処分であるが、お金の換えたいというよりも手放したいという意識が高い。

#### ● 東京象牙美術工芸協同組合

- ・ 原材料（全形牙）は共同購買で調達していたが、2019年以降は原材料の減少とコロナの影響で縮小傾向で、**個体等登録審査の厳格化による影響は感じない**。入手先についても個体等登録審査の厳格化前後で変わった部分はないと思われる。
- ・ 特別国際種事業者が登録制となったことで需要が減ったため、**供給の減少と均衡がとれている状況と認識**している。

## ② 法第三十三条の六に基づく「特別国際種事業者の登録」制度の振り返り

### 国内の象牙を取り扱う事業者の状況

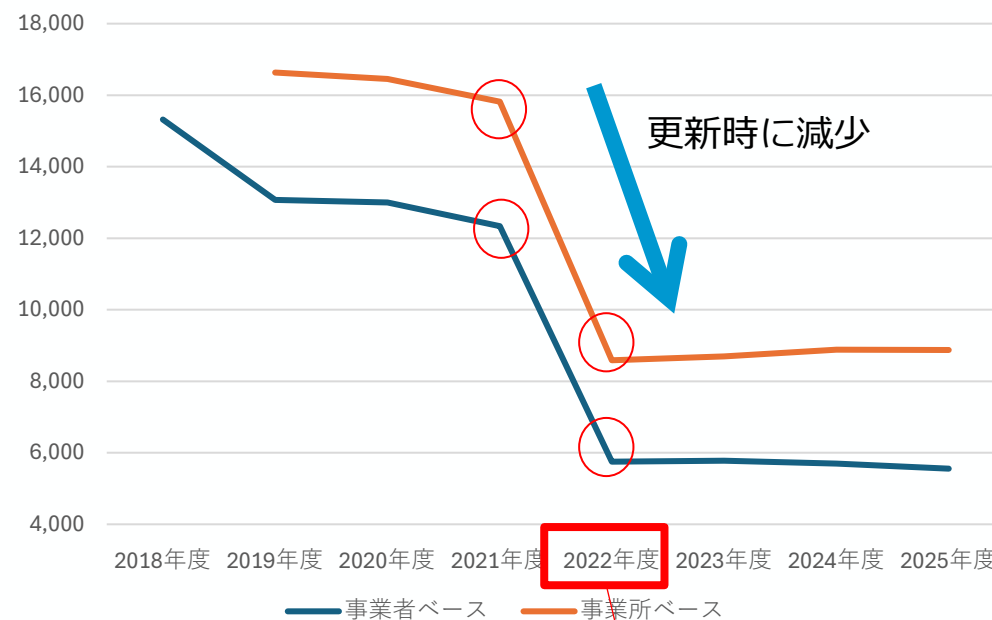
【象牙取扱事業者（特別国際種事業者）：令和8年1月時点】

- 事業者数：5,556事業者
- 事業所数：8,871事業所

特別国際種事業者数	2018年 (5月時点)	2019年 (10月時点)	2020年 (1月時点)	2021年 (1月時点)	2022年 (1月時点)	2023年 (1月時点)	2024年 (1月時点)	2025年 (1月時点)
事業者数	15,319	13,073	12,997	12,334	5,750	5,778	5,696	5,556
事業所数	—	16,633	16,454	15,817	8,587	8,694	8,881	8,871

登録制度  
導入時期

特別国際種事業者数の推移



更新期日（2021年5月31日）

## ② 法第三十三條の六に基づく「特別国際種事業者の登録」制度の振り返り

### 【事実関係】

- 事業者に対する一層の管理強化（厳格な管理）の必要性を踏まえ、事業規制の枠組みについて強化を図るために「届出制」から「登録制」に変更。登録審査を経た事業者のみが認可を受けている状況。
- 令和8年1月時点、象牙製品等取扱事業者（特別国際種事業者）の事業者数は5,556事業者、事業所数は8,871事業所。
- 近年、特別国際種事業者が立て続けに逮捕され、取引された象牙製品が海外へ持ち出されようとする事案が発生している。
- 他方で、特別国際種事業者には、様々な業態や企業の規模があることから、サプライチェーンの中で担う役割が違い、事業形態によって違法な取引に関わる蓋然性が異なる。一方、現状の仕組みの中では、すべての特別国際種事業者を一律同様の譲渡し等に関する規定で管理している。

### 【産業界からの意見】

- ✓ 改正種の保存法に基づき、譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業を行おうとする者は登録を受けなければならないと規定されており、象牙製品を扱おうとするすべての事業者が登録を取得することとなっている。
- ✓ 一方、例として印章業小売事業者から持ち込まれた印材に名前等を彫るだけの加工のみを行っている者（象牙製品（印材）を引き取り、名前の彫刻、印章の引き渡し＝象牙製品（印材）の譲渡しが発生）や、組紐付き象牙製品の組紐のみが切れその組紐のみを修理する者（組紐付き象牙製品を引き取り、組紐の修理、組紐付き象牙製品の引き渡し＝象牙製品の譲渡しが発生）などについても一律登録をしなければならず、登録免許税や手数料の費用が発生することから、技術承継や事業継続そのものを躊躇してしまう懸念がある。

### ③ 法第三十三条の十一に基づく「特別国際種事業者の遵守事項（表示の義務）」の振り返り

# 特別国際種事業者 （象牙製品等を取り扱う事業者）

登録番号	
氏名又は名称	
住所	
代表者の氏名	
譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特別特定器官等の種別	そう科の牙及びその加工品
登録の有効期間の満了の日	

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）」第33条の6第1項の規定に基づき、登録を行っており、象牙製品等を取り扱うことができます。

- 表示に際して、必要事項（左記図の「管理番号」～「登録の有効期間の満了の日」）が表示されればよく、表示の様式、大きさ、媒体等は問わない。
- また、標準的な様式（左記の図）を経済産業省のウェブページで公表。
- 特別国際種事業者自身で上記（左記の図）を参考に作成（印刷）して表示。
  - ✓ インターネット等取引  
インターネットサイト、SNS等において、トップページ、会社概要のページ、プロフィール等の分かりやすい位置に一般の消費者が確認できるように、必要事項の表示が必要。
  - ✓ 店舗等取引  
分かりやすい位置に一般の消費者が確認できるように、必要事項の表示が必要。

### ③ 法第三十三条の十一に基づく「特別国際種事業者の遵守事項（表示の義務）」の振り返り

#### 【事実関係】

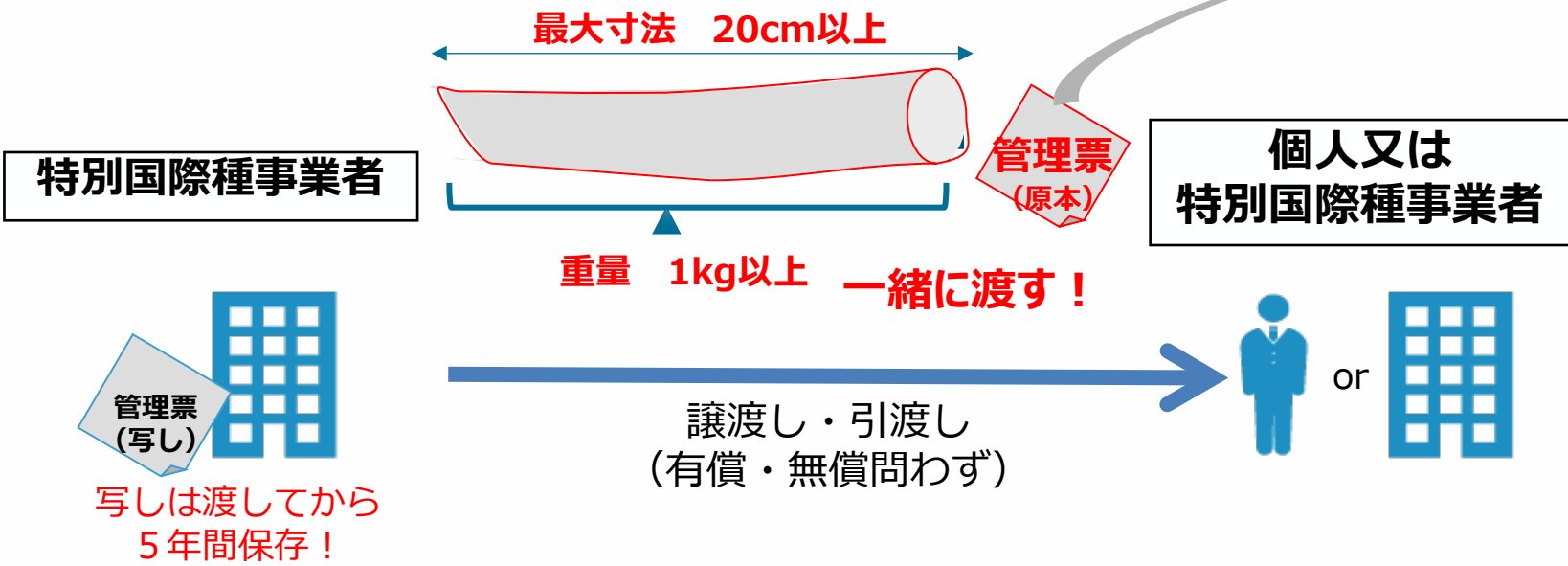
- インターネット取引等に係る陳列又は広告において、当該事業者が適正に手続を行っている事業者かどうかを消費者やインターネット管理会社等が容易に確認できないと、無登録の事業者による違法な譲渡し等が行われるおそれがあることから、事業者自身が適正に手続を実施している旨を陳列又は広告の際に表示させ、当該制度を効果的に運用。
- 一方、対面販売又は非対面販売（インターネット販売等）かを問わず、事業者の中には、「登録番号」のみの表示しかしておらず、法令で定めている記載事項のすべてを表示していない事業者や、そもそも表示をしていない事業者が見受けられる（例：骨董市における過去の巡視結果では、改正直後においては届出制における特定国際種事業者の番号表示しかしていない事業者が多く、その後は、表示していない又は事業者番号のみの表示などが見受けられた）。
- 特別国際種事業者が表示義務（登録された情報のうち必要な事項を正しく表示しているかどうかを含む）を遵守しているかどうかの確認は、選定した事業者に対する立入検査又はインターネット検索等を行い直接確認する必要がある。

#### 【産業界からの意見】

- ✓ 必要事項を自ら記載して表示するのは容易に不正（付与していない事業者番号等を記載）ができてしまい、また、実店舗で不正しているかどうか（事業者の登録番号等が正しいかどうか）を判断するのは難しいのではないかと（顧客もわざわざ調べることはしないのではないかと）。

# ④ 法第三十三条の二十三に基づく「管理票の作成及び取扱い」の振り返り

全形を保持する牙の登録手続きを避ける「法逃れ」を防ぐなどの理由から、種の保存法改正（平成30（2018）年6月1日）以降に全形牙やカットピースの分割等により、**重量が1kg以上かつ最大寸法が20cm以上のカットピース等を新たに入手した場合は、管理票の作成及び保存が必要。**  
 当該カットピース等を譲渡し又は引渡しする際は、**管理票とともに渡す必要がある。**また、自身では当該**管理票を渡した日からその写しを5年間保存する必要がある（※）。**



管理票 (NO. - - -) 様式第5 (法第33条の23)

作成者情報

氏名又は名称	
代表者の氏名 (※法人の場合のみ)	
住所	
電話番号	
特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称	
特別特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の所在地	
特定国際種事業の届出又は特別国際種事業の登録を行った年月日	

種別	
重量及び主な特徴	
譲受け等の相手方 (作成者に譲渡し又は引渡しをした者)	氏名又は名称 (※法人の場合のみ) 住所
原材料器官等又は特別特定器官等の譲受け又は引取りをした年月日 (作成者が直接輸入した場合は、その年月日)	
譲受け若しくは引取りをした原材料器官等に係る登録票の番号、又は譲受け若しくは引取りをした特別特定器官等に係る管理票の番号及び当該特別特定器官等に係る原材料器官等に備え付けられた登録票の番号 (作成者が直接輸入した場合は、輸入貿易管理令に基づき輸入承認番号等)	原材料器官等に係る登録票番号 ( ) 特別特定器官等に係る管理票の番号 ( ) 輸入貿易管理令に基づく輸入承認番号等 ( )

- ① 全形牙からカットした場合には、登録番号を記載。
- ② カットピースをカットした場合には、その元となるカットピースの管理票番号を記載。
- ③ カットピースをワシントン条約付属書I掲載以前に輸入した場合は、輸入承認番号を記載。

(※) 1kg未満又は20cm未満のカットピース等の管理票を任意で作成し、当該カットピース等を譲渡し又は引渡しする際も、**管理票とともに渡す必要がある。**また、自身では当該**管理票を渡した日からその写しを5年間保存する必要がある。**

注 用紙の大きさは日本産業規格A4とすること。

# ④ 法第三十三條の二十三に基づく「管理票の作成及び取扱い」の振り返り

## 【事実関係】

- NGO等の見解
  - ✓ 2018年6月にはトレーサビリティ情報を含む「管理票」の使用を義務化した。しかし、これらの制度は、象牙の出所と取得の経緯を（表向きであるが）確認することのできる唯一の機会である全形牙の登録と手続的に切り離されている。加えて、日本で流通するほとんどの象牙、とりわけハンコなどは、重さ1kg以上かつ長さ20cm以上という「管理票」が作成される要件に当てはまらない。
  - ✓ 全形牙から製品に至る取引を追跡するためのそれぞれの仕組みは、ばらばらに構築・管理されており、一連のものとなっていない。その点は、制度導入時点から変わらない。これでは、取引される象牙の出所と取得の合法性を確保することは不可能である。
  - ✓ 種の保存法違反事件に関し、買い付けた全形が保たれた牙を、法律上登録が不要となるように分割し、転売していた。
- 種の保存法違反等
  - ✓ （有）醍醐象牙店（特別国際種事業者登録番号：00487）による違反事例  
<https://www.meti.go.jp/press/2025/06/20250604006/20250604006.html>  
[https://www.env.go.jp/press/press\\_05034.html](https://www.env.go.jp/press/press_05034.html)  
同店及び同店役員は、全形を保持した象牙を分割して材料や象牙製品を得た際に作成することが義務付けられている管理票を作成しなかった疑い（種の保存法違反）。
  - ✓ 折見将治（特別国際種事業者番号：05936）等による違反事例  
<https://www.meti.go.jp/press/2025/02/20260202002/20260202002.html>  
[https://www.env.go.jp/press/press\\_02768.html](https://www.env.go.jp/press/press_02768.html)  
無登録の全形牙を他の容疑者に譲渡し、登録票の作成が必要のない重量が1Kg未満、かつ、20cm未満のカットピースに切断するよう指示し、切断後のカットピースを譲受け、顧客に販売した疑い。

# 今後の対応（案）

## （１）適正な象牙取引の推進に関する官民協議会における主な意見

- 全形牙登録本数の減少について、その要因の考察をさらに進めるべき。
- 不適切な制度設計は、地下取引の助長のような意図しない結果を招くおそれがある。
- 違法取引防止に向けて、関係省庁が連携し、パトロール等実効的な監視を継続的に実施することが重要。
- 国際的データ（ETIS、MIKE等）に基づく冷静な政策評価を行い、制度目的と手法の状況を常に点検し続けるべき。

## （２）今後の対応（案）

厳格な制度運営に加え、関係省庁や官民連携による、調査、監視・取締り、情報共有など実行性のある総合的なアプローチを進める。

- 執行の強化（更なる立入検査の実施、警察と連携による法令違反者への対応等）
- アンケート調査等を通じた全形牙登録本数の減少要因や国内在庫の調査
- 研修・説明会の提供を含む、事業者の法令理解の向上等